



島根県報

平成28年3月11日（金）

号外第29号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

山佐ダム操作規則の一部改正	（河 川 課）	2
三瓶ダム操作規則の一部改正	（ " ）	2
八戸ダム操作規則の一部改正	（ " ）	2
銚子ダム操作規則の一部改正	（ " ）	3
布部ダム操作規則の一部改正	（ " ）	3
大長見ダム操作規則の一部改正	（ " ）	3
美田ダム操作規則の一部改正	（ " ）	4
大峠ダム操作規則の一部改正	（ " ）	4
益田川ダム操作規則の一部改正	（ " ）	4
笹倉ダム操作規則の一部改正	（ " ）	5

訓 令**島根県訓令第2号**土 木 部
松江県土整備事務所

山佐ダム操作規則（昭和61年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第9条第1項中「松江地区」を「安来市」に改め、同条第2項中「山佐ダム操作細則（平成18年 3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）で」を「知事が別に」に改める。

第10条第1号及び第20条から第24条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第25条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第3号土 木 部
県央県土整備事務所

三瓶ダム操作規則（平成 8年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第11条第1項中「大田邑智地区」を「大田市」に改め、同条第2項中「三瓶ダム操作細則（平成18年 3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）で」を「知事が別に」に改める。

第12条第1号、第16条第1項第2号及び第19条から第23条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第24条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第4号土 木 部
浜田県土整備事務所

八戸ダム操作規則（平成 9年島根県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第17条第1項中「大田邑智地区又は浜田地区」を「浜田市、江津市又は邑智郡邑南町」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第5号

土 木 部
隠岐支庁

銚子ダム操作規則（平成12年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第1号中「隠岐」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同条第2号中「銚子ダム操作細則（平成18年 3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）で」を「知事が別に」に改める。

第11条第1号、第15条第1項第2号及び第19条から第23条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第24条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第6号

土 木 部
松江県土整備事務所

布部ダム操作規則（平成13年島根県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第14条第1項中「松江地区」を「安来市」に改め、同条第2項中「布部ダム操作細則（平成18年 3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）に」を「知事が別に」に改める。

第15条第1号及び第29条から第33条までの規定中「細則に」を「知事が別に」に改める。

第34条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則に」を「、知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第7号

土 木 部
浜田県土整備事務所

大長見ダム操作規則（平成15年島根県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第1号中「浜田地区」を「浜田市」に改め、同条第2号中「大長見ダム操作細則（平成18年 3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）で」を「知事が別に」に改める。

第11条第1号、第15条第1項第2号及び第19条から第23条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第24条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則に」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第8号

土 木 部
隠岐支庁

美田ダム操作規則（平成15年島根県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第1号中「隠岐」を「隠岐郡西ノ島町」に改め、同条第2号中「美田ダム操作細則（平成18年 3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）で」を「知事が別に」に改める。

第11条第1号、第15条第1項第2号及び第18条から第22条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第23条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第9号

土 木 部
益田県土整備事務所

大峠ダム操作規則（平成16年島根県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第7条第1号中「益田地区」を「益田市」に改め、同条第2号中「大峠ダム操作細則（平成18年 3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）で」を「知事が別に」に改める。

第8条及び第12条から第15条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第16条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第10号

土 木 部
益田県土整備事務所

益田川ダム操作規則（平成18年島根県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第7条第1号中「益田地区」を「益田市」に改め、同条第2号中「益田川ダム操作細則（平成18年 4月 1日17訓河第1701号。以下「細則」という。）で」を「知事が別に」に改める。

第8条第1号中「細則に」を「知事が別に」に改める。

第12条から第15条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第16条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第11号

土 木 部
益田県土整備事務所

笹倉ダム操作規則（平成19年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第8条第1号中「益田地区」を「益田市」に改め、同条第2号中「笹倉ダム操作細則（平成19年3月30日訓河第1166号。以下「細則」という。）で」を「知事が別に」に改める。

第9条第1号中「細則に」を「知事が別に」に改める。

第13条第1項第2号及び第17条から第21条までの規定中「細則で」を「知事が別に」に改める。

第22条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「細則で」を「知事が別に」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。